

比較法研究

2013

Symposium : Comparative parental rights law

Introduction	Atsushi MOTOYAMA
Parental rights and custody in the United States	Ryoko YAMAGUCHI
Shared Parenting Responsibility in Australia	Tomyuki OGAWA
Parental responsibility in German Law	Fumio TOKOTANI
L'autorité parentale en France	Kayo KURIBAYASHI
Parental Responsibility in Brazil	Marcelo DE ALCANTARA
The Actual Situation of the China Parental-rights Law, and the Trait of Troubles	Ye ZHU
The Present and the Future of the Parental Rights Act of Korea	Yangwhan KIM

Mini-Symposium : Vergleich der Vormundschaft Volljähriger in den ostasiatischen Ländern

Einführung und Erfolge des Vergleichs	Takashi OKA
Gegenwärtiger Zustand und Aufgaben in Taiwan	Shyue-ren TENG
Eigenarten und Aufgaben in Korea	In-hwan PARK
Gegenwärtiger Zustand und Aufgaben in China	Weirong CHIAN
Vergleichstabelle Vormundschaft Volljähriger in Taiwan, Korea, China und Japan	Worong CHIAN

Mini-Symposium: A Comparative Study of Plea Bargaining, The Status Quo and its Problems

Introduction	Norio MIZUTANI
United States	Kana SASAKURA
United Kingdom	Akira KYO
Australia	Yoshinori OKADA
Germany	Shintaro UEDA

Mini-Symposium: Globalization of the Proportionality Principle --- Dialogue of Human Rights ---

Globalization of the Proportionality Principle	Akiko EJIMA
The Concept of "Rights" and Assessment Techniques in Human Rights Treaty Bodies	
- How Far is Proportionality Relevant?	Kaoru OBATA
Die Universalität und die Besonderheiten des Verhältnismäßigkeitsprinzips	Kazuhiko MATSUMOTO
Le contrôle de proportionnalité dans la jurisprudence du Conseil constitutionnel	
L'arbitrage entre la tradition constitutionnelle et la Convention européenne des droits de l'homme	Hiroko TATEISHI
Adoption of the Proportionality Principle --- the European Convention on Human Rights and the Human Rights Act 1998	Akiko EJIMA

Mini-Symposium: Japan's Saiban-in System Viewed from the Public Participation in Justice Systems in Asia and Transition Countries

Introduction	Ken SUZUKI
The present circumstances of Jury system in Russia	Ken NAKAYAMA
The Judicial System of Citizen Participation in China People's Assessor System	Xing XU
Criminal Jury Trials in South Korea	Teruyuki IMAI
Japan's Saiban-in System Viewed from the Public Participation in Justice Systems in Asia and Transition Countries	Takayuki II

Protection of immigrant women from domestic violence through application for permanent residence on the Humanitarian and Compassionate ground in Canada	Yuriko FUKUSHIMA
Security of Tenure under the Long Residential Leases in England and Wales; for the Reconstruction of the Building Lease System in Japan	Takeshi OHNO
The meaning and concept of nationality in the British nationality and immigration law- from the aspect of constitutional law	Noriko MIYAUCHI
Influence of the U.S. Law, CISG and Other International Laws on the Amendment to the Japanese Civil Law	Atsuko SESE
Characteristics and Recent Changes of the Italian Constitutional Court	Jun ASHIDA
Das deutsche Kaiserreich als rechtliches und politisches Phänomen. Tripels Auseinandersetzung mit der dynamischen Entwicklung des Bundesstaates	Nami Thea OHNISHI
Begleiteter Umgang und Umgangspflegschaft im deutschen Recht	Takayuki ENDO
The Present Status and Characteristics of the Product Liability Law in China, South Korea and Taiwan	CUI Guangri
The End of the Marxist-Legal-Theories in Japan	Toshio MORISHITA

Characteristics and Recent Changes of the Italian Constitutional Court	Jun ASHIDA
--	------------

PUBLISHED BY HIKAKUHŌ GAKKAI (JAPAN SOCIETY OF COMPARATIVE LAW)

平成25年12月31日発行 定価 4,900 円 編集兼 京都市北区等持院北町(立命館大学法学部内)
 本体 4,667 円 発行者 比較法学会

発行所 東京都千代田区神田神保町 2-17 印刷所 東京都新宿区改代町 24
 株式会社有斐閣 株式会社理想社



親権をめぐる比較法的課題

——日本の課題と各国の対応——

比較法学会

有斐閣

75

シンポジウム

親権をめぐる比較法的課題

——日本の課題と各国の対応——

1. 問題提起……………本 山 敦
2. アメリカの親権法……………山 口 亮 子
3. 親権——オーストラリア……………小 川 富 之
4. ドイツの親権法……………床 谷 文 雄
5. フランスの親権法……………栗 林 佳 代
6. ブラジル……………マルセロ デ アウカンタラ
7. 中国親権法制の現状と紛争の特徴…朱 曄
8. 韓国の親権法の現状と課題……………金 亮 完

シンポジウム

親権をめぐる比較法的課題——日本の課題と各国の対応——

親権——オーストラリア

おがわ とみ ゆき
小川 富之

キーワード：オーストラリア，家族法，親権，親責任，共同養育

I はじめに——オーストラリアの法制度と家族法

オーストラリア¹⁾はエリザベス2世を国家元首とする、旧英連邦（現在はブリティッシュ・コモンウェルスと呼ばれる）の一員である。法体系的には、コモン・ロー（Common Law）とエクイティー（Equity）というイギリス法を継受する判例法の国であるが、連邦および州議会により成文法（Act）も多く制定されている。

オーストラリアは連邦制をとっており、ビクトリア州、ニュー・サウス・ウェールズ州、クィーンズランド州、南オーストラリア州、タスマニア州および西オーストラリア州の6つの州ならびに首都キャンベラのあるキャピタル・テリトリ

1) この国は1931年のウェストミンスター法により事実上独立国となったが、イギリス本国に対する司法権、立法権および行政権の従属の状態はなおも残されていた。司法権に関しては、イギリスの枢密院司法委員会に対する上訴の道が残されたままであったし、立法権に関しては、オーストラリア憲法がイギリスの議会制定法であり、その改廃の権限がイギリス議会の留保されており、行政権に関しては、国王の代理人として任命される総督が存在しており、連邦に関しては内閣に相当するオーストラリアの連邦行政評議会の助言により国王が総督を任命するという形で形式的には問題はなくなったが、各州におかれる州総督の任命は、イギリスの外務・連邦省の助言により国王が行なうことになっており、なおイギリスに対する従属性が残されていた。これらが完全に解消されるのが、1986年のイギリス議会によるオーストラリア法の制定であり、この法律により完全にその従属的地位・植民地的地位を脱したといえる。

ーおよびノーザン・テリトリーの二つの準州から構成されている。連邦および各州に連邦政府と州政府があり、それぞれが独立した司法権、立法権および行政権を有している。

連邦および州政府の立法権限は、憲法の規定により連邦の専属的権限と州との競合的権限に分けられる。家族法に関しては競合的立法権限とされ、次のように規定されている。

オーストラリア憲法 第 51 条

連邦議会の立法権の及ぶ範囲は……次のとおりである。

第 21 項 婚姻。

第 22 項 離婚および婚姻事件；これらに関連して、子どもの親権、監護権および後見。

連邦および州の立法権限に関する憲法の規定により、家族に関しては「婚姻」および「離婚、婚姻事件、これらに関連する未成年の子どもの親権、監護権および後見」について、それぞれ連邦が立法権限を有すると規定しているが、これは連邦の競合的立法権限のうちの一つである²⁾。

したがって、かつては各州で異なる家族法が制定されており、例えば、離婚原因についても区々であり、州によって異なる判断が下される可能性が存在した。そこで、1959年に最初の連邦統一離婚法（1959年婚姻事件法：The Matrimonial Causes Act 1959）が制定された。しかし、この法律は、各州の離婚法が規定していた有責主義および破綻主義の離婚原因を整理・調整した妥協の産物であり、離婚原因も有責主義から破綻主義さらに別居も含めて14類型にも及び、各州の裁判権も既得権として維持されていた³⁾。

2) オーストラリア憲法第 51 条。

3) オーストラリア最初の統一離婚法に関しては、これまでにいくつかの論稿がある。詳しくは、鍛冶良堅「オーストラリアの離婚制度」ケース研究 83 号 1 頁、同「オーストラリアの離婚法における破綻主義の展開」『明治大学創立 85 周年記念論文集』225 頁、大原長和「オ

このオーストラリアで最初の統一離婚法は、制定後 15 年で見直しされることになり、1975 年 6 月に当時では世界で最も徹底した破綻主義を採用する連邦家族法（The Family Law Act 1975、以下「1975 年家族法」という。）が制定された⁴⁾。オーストラリアの連邦法としては、婚姻に関しては「1961 年婚姻法（The Marriage Act 1961）」、離婚等に関しては「1975 年家族法」がそれぞれ家族に関する現行法となっている⁵⁾。

しかしながら、州法でも家族問題についての規定がなされる場合があるので、憲法では、連邦法に抵触する州法の規定の効力が否定されている⁶⁾。

II オーストラリアの離婚制度

オーストラリアで初めて離婚を承認する法律が制定されたのは、1858 年で⁷⁾、離婚原因は不貞行為のみであった。その後、離婚原因の範囲は拡大され、1959 年婚姻事件法では、14 の離婚原因が列挙されていたが、その中の一つに、有責性を必要としない離婚原因として、5 年間の別居が含まれていた。現行法である、1975 年家族法では徹底した破綻主義が採用され、回復の見込みのない婚姻破綻が唯一の離婚原因として採用され⁸⁾、その破綻認定を、12 ヶ月間の別居という客観的事実により行っている⁹⁾。別居に至る理由は問われず、夫婦のどちらに婚姻破綻の責任があるかも問題とはされず¹⁰⁾、仮に場所的に同一の住

オーストラリア家族法の概要——その沿革と特色——」法政論叢 42 巻 2-3 合併号 473 頁等を参照のこと。

4) 1975 年オーストラリア家族法で採用された破綻主義の徹底についてその歴史的経緯も含めて、詳細にまとめられたものとして、武田政明「オーストラリア家族法における破綻主義の徹底」明治大学短期大学紀要 30 巻 29 頁以下を参照のこと。

5) 現行のオーストラリア家族法に関しては、拙稿「オーストラリアの家族法」『注解人事訴訟手続法【改定】』（清林書院）540 頁以下を参照のこと。

6) オーストラリア憲法 109 条。

7) このオーストラリアで初めての離婚法は南オーストラリア州で立法化された。

8) The Family Law Act 1975 s. 48 (1).

9) The Family Law Act 1975 s. 48 (2).

10) The Family Law Act 1975 s. 49 (1).

居で生活していても、婚姻的共同生活が存在しなければ、やはり別居と認定される¹¹⁾。このように、婚姻破綻の認定については、12ヶ月間の別居の証明のみとなり、破綻についての実質的な判断を家庭裁判所が行わないという、いわゆる実質審理抜き破綻主義が採用されることとなった。これに伴って、離婚慰謝料の概念も明確に否定され、裁判上、婚姻破綻の責任を追及する必要性がなくなった。したがって、家庭裁判所の役割は、離婚財産分与の問題と、離婚後の子どもの養育に係わる問題の処理に集中できることとなった¹²⁾。

Ⅲ 子どもに対する権利義務（親権・監護（権）および親責任）

1 離婚手続と子どもの問題——子どもの監護をめぐる紛争

オーストラリアでは、離婚後の子どもの問題に関しては原則として共同監護の制度が採用されており、2006年連邦家族法改正（親責任分担）法（The Family Law Amendment (Shared Parental Responsibility) Act 2006）が成立したことにより、子どもの共同監護の可能性をより高めることになったことが世界的に注目された。しかしながら、改正当時から、父母間の争いが存在する場合には、かえって子どもの利益を損なう可能性があることも指摘されていた¹³⁾。2006年改正法に対する懸念が顕在化したことから、オーストラリアでは、家庭内暴力および児童虐待の危険性を強調し、子どもの安全重視の視点に立って、共同監護の見直しがなされ、2011年11月に更なる改正がなされて現在に至っている¹⁴⁾。

父母の別居の時点で、同居する18歳未満の子どもがいる場合には、その子

11) The Family Law Act 1975 s. 49 (2).

12) 1975年家族法制定の経緯とその後の変遷については、拙稿「オーストラリアにおける離婚法の改革」『21世紀の民法——小野幸二教授還暦記念論集』（法学書院）725頁以下で紹介している。

13) J McIntosh and R Chisholm, 'Shared care and children's best interests in conflicted separation: A cautionary tale' (2008) 20/1 Australian Family Lawyer 1.

14) 2006年法については、AIFSによるレポートと、Chisholm教授のFamily Court Violence Reviewのレポートが大きな影響を与えている。詳しくは、Evaluation of the 2006 Family Law Reforms, Australian Institute of Family Studies. A Report by Professor Richard Chisholm (2006), Family Court Violence Reviewを参照のこと。

ものの監護、福祉および生育に関して、夫婦間で適切な取決めがなされていることを裁判所に提示しなければならないとされている。この子どもの保護のための規定の及ぶ範囲は、夫婦の実子や養子に限られず、「その家族の子どもとして」夫婦によって育てられているすべての子どもにも拡張されている¹⁵⁾。

子どもの養育に関するオーダーを下す際には、何らの法律上の推定（presumptions）も働かないという考え方が、長期にわたってオーストラリア家族法で採用されてきた原則である。裁判官の役割として、子どもの監護に関する問題について判断を下す際に、関連するあらゆる証拠を比較衡量することが認められており、母性優先主義、長期にわたる主たる監護者尊重の原則、または、子どもの意思尊重の原則といったことで、父母のいずれか一方が有利になるという考え方は採用されていない。

子どもの監護・教育をめぐる紛争に関して、子どもの監護・教育に関する手続の中で、子ども自身の要求等を直接に子ども自身によって、主張・立証させることが必要な場合がある。しかしながら、それは、不可能とまではいえないが、極めて困難であるということがこれまで指摘されてきた。この問題に関して、1975年家族法第100条のA（s 100A）は、証拠に関する一般規定を緩和し、子どもの代理人（children's representations）により、子どもの証言を代弁させることを裁判所に認め、第62条のG第2項（s 62G (2)）は、家族や子どものカウンセラー（counselor）または、福祉関係者の作成する、子どもに関する報告書を承認し、この報告書に子どもの要求を含めることを認めている¹⁶⁾。さらに、1975年家族法第68条のL（s 68L）は、子ども独自の代理人選任を命じることも認めている。子どもの代理人を必要とする場合は多くあると思われるが、実際のところは、財政上の制約があり、必ずしも、必要とされるすべての事件で代理人が選任される

15) 1975年家族法第55条のA第3項，s 55A (3)。

16) このような子どもの意見について、その作成を担当する資格を有する専門家の不足と、その意見に裁判官が拘束されることについての否定的な見解も提示されている。詳しくは、ジョン・ブレナン（野田愛子訳）「子どもの権利の擁護——子の監護者決定の審理における子どもの意思（希望）——」判例タイムズ1151号49頁参照。

ということは実現していない¹⁷⁾。

2 家庭裁判所の機能と役割

現行法である1975年家族法の制定により、オーストラリア家庭裁判所 (Family Court of Australia, 以下「連邦家庭裁判所」という。)¹⁸⁾ が創設された。この連邦家庭裁判所は、それまで州および準州の最高裁判所により行使されていた家族法に関する裁判権を継承するものである。連邦家庭裁判所の創設は、家族問題を処理するためのカウンセリングやコンシリエーション等の法律以外の専門家による手続を連邦家庭裁判所に統合し、家族の安定のために当事者の意思を尊重し、和合を促し、最終的に訴訟裁判所として連邦家庭裁判所が司法権を行使するというのがそのねらいである。

この連邦家庭裁判所は、連邦系列の第一審レベルの裁判所として位置づけられている。裁判所における審理に関しては、各当事者の弁護士によって審問された証拠によって示された事実に基づいて紛争を解決するという、対審構造をとる裁判手続が原則である。

連邦家庭裁判所は、一般部 (General Division) と上訴部 (Appeal Division) とで構成されている。一般部は、単独の裁判官が、連邦家族法に関する第一審としての事件を扱うとともに、各州の治安判事裁判所等 (Magistrate's Courts, Courts of Petty Sessions & Local Courts) の裁判官 (Magistrate) および家庭裁判所のレジストラ (Registrar)¹⁹⁾ の下した判決の上訴事件を扱う。上訴部は、通常は三名、場合によってはそれ以上の数の裁判官で構成される大法廷 (Full Court) で、

17) Re K [1994] 92-461.

18) オーストラリアの家庭裁判所につき、早くから注目し、実際に施設を訪問し、紹介したものと、野田愛子「オーストラリアの家庭裁判所」判例タイムズ392号19頁がある。また、松田亨氏の一連の論稿、「オーストラリアの家庭裁判所」ケース研究251号39頁、「オーストラリアの家庭裁判所——破綻主義離婚法と子の福祉を中心として」家庭裁判月報50巻6号1頁は実務に携わる裁判官の視点からまとめられたものとして参考になる。

19) 家庭裁判所のレジストラは、弁護士として家族問題を専門に一定の経験を有する者の中から任命される。

家庭裁判所の一般部からの上訴事件を扱う。さらに、重要な法律問題を含む事件や公益に関する事項に限って、連邦家庭裁判所の控訴審である大法廷または連邦最高裁判所 (High Court of Australia) の許可に基づき、連邦最高裁判所への上訴が認められている。

連邦家庭裁判所の扱う事件としては、原則として、連邦家族法が規定する、離婚および婚姻関係事件、子の監護・後見、配偶者および子の扶養、婚姻財産の清算ならびに保全処分等が含まれる。さらに、連邦法で規定されている子どもの養育費の履行確保に関しても管轄を有している²⁰⁾。ただし、各州法で規定される事実婚、婚外子、養子縁組、相続に関しては原則として連邦家庭裁判所は管轄を有しない。

連邦家庭裁判所創設当初より、家事紛争の解決に果たすカウンセリングの役割の重要性が認識され、1975年家族法にその手続が規定されている²¹⁾。また、1991年に調停および仲裁法 (The Mediation and Arbitration Act 1991) が制定され、それまでのカウンセリングに加えて、メディエーションの制度が導入された²²⁾。従来のカウンセリングの制度は、訴訟提起の前後を通じて、子どもの問題に関するカウンセリングや訴訟提起後の当事者間の財産等の話し合いのためのカウンセリングが中心であった。しかしながら、新たにメディエーションの制度が創設され、従来の期間と費用のかかる訴訟による紛争解決に代えて、当事者の合意を家庭裁判所がコンセント・オーダーという形で法律文章化し、それに法的拘束力を与えるという紛争解決が可能となった。これにより、判決という手続きによらず

20) 子どもの養育費支払いに関してもオーストラリア型の履行確保制度は注目されている。本稿では、紙幅の関係で詳しくは扱わないが、拙稿「子どもの養育費の履行確保について——オーストラリアの制度を参考に——」『家族法の理論と実務——中川淳先生傘寿記念論集』(日本加除出版)493頁で紹介してあるので参照のこと。

21) 従来から婚姻カウンセリング協会 (The Marriage Counseling Service) と家庭裁判所カウンセリング・サービス (The Family Court Counseling Service) が公認されており、別居の決定や訴訟手続の開始前に、カウンセラーに相談することが勧められてきた。

22) 新しく導入されたメディエーションの制度に関しては、拙稿「オーストラリアの家事調停」『新世紀へ向かう家族法——中川淳先生古稀祝賀論集』(日本加除出版)12頁で紹介してあるので参照のこと。

に、家族紛争を解決するための制度として現在では、機能している。

3 子どもの監護

(1) 親子関係

オーストラリアでは、父母の婚姻関係の有無は、法律上の親子関係という意味では重要性を失っている。しかしながら、親子関係の推定という観点から、子どもの法的な権利および義務の決定に関しては現在でも重要である。コモン・ローでは、これまで長期にわたって父性の推定という考え方を承認してきた。また、母性の推定に関しては比較的容易であると考えられてきた。しかしながら、これらの推定に関しては、親子関係の推定に関する明文の規定により、大幅な変更が加えられることとなった。1975年家族法第7章第12節第D款で、母性および父性を含めて、親子関係の推定については、次のように規定されている。

- ・ 父母の婚姻の場所 (69条のP第1項 (s 69P (1)))
- ・ 子の懐胎の時期に父母が同棲していた場所 (69条のQ (s 69Q))
- ・ 子の出生登録に父母として名前を記載した場所 (69条のR (s 69R))
- ・ 子の父母の認定を行った裁判所の場所 (69条のS (s 69S))

これらに加えて、父が自分の子を認知する場合の父性の推定に関する規定も設けられている²³⁾。これらの推定は、裁判所により承認されたものを除いてすべて反証が認められており、その際には、親子関係についてのより高度の可能性についての立証が求められている²⁴⁾。

この、親子関係に関する問題は、生殖補助医療が進歩し、体外受精等の登場で、より複雑なものとなってきている。体外受精が実施された場合には、生物学上の父母が生まれた子の法律上の父母であるということを意図していないことがむしろ一般である。したがって、体外受精に関しては、各州および準州ならびに連邦

の家族法では、親子関係を推定する特別規定を設けている。これらの法律では、原則として、体外受精を受けた者およびそのパートナー（婚姻関係または事実婚を問わず）を、生まれた子の法律上の父母とすると規定している。州または準州の中には、この規定の適用範囲を、同性愛者のカップルが体外受精で子どもを出産した場合にまで拡張するところもある。一般の親子関係の推定とは異なり、体外受精に関しては、終局的・確定的なものとされ、反証が許されていない。

代理母（第三者の女性に自分たちに代わって子の出産を依頼すること）に関して、これには人工授精型代理母と体外受精型代理母とがあるが、親子関係をめぐる問題をさらに複雑なものとしている。というのは、体外受精でない場合、すなわち人工授精型代理母の場合には、血統主義により生物学上の父母が生まれた子の父母とされるので、代理母契約の依頼者の意図と合致しない結果となるわけである。体外受精型代理母の場合には、体外受精を受けた者（ここでは代理母として子を出産する女性）およびそのパートナーが生まれた子の父母とされるというルールが適用になるので、やはり、依頼者の意図には合致しない結果になってしまう。法律の扱いとしては、依頼者の意図にかかわらず、親子関係に関する規定が適用されることとされている。

この場合に、親子関係の問題を解決する手段としては、唯一、「養子縁組オーダー」により、法律上の親子関係を変更するという方法を取ることが考えられる。もちろん、依頼者が自分たちの意図を実現するために、「子どもの養育に関するオーダー (parenting order)」を請求することも可能であるが、この場合、裁判所は、子どもの最善の利益を判断基準として、このオーダーについての決定を行うことになるので²⁵⁾、必ずしも、自分たちの希望する結果になるという保障はない。とりわけ、紛争性のある事例で、複数の当事者が対立しているような場合には、それが顕著である。加えて、仮に自分たちの求めるようなオーダーが裁判所により決定されたとしても、必ずしもそれが終局的なものとなるとは限らないし、将来的にこのオーダーに不満のある者から、異議申立てがされる可能性が残され

23) 1975年家族法第69条のT (s 69T)

24) 1975年家族法第69条のU第1項 (s 69U (1))

25) 1975年家族法第65条のE (s 65E)

ている。代理母という考え方自体、倫理的に対立する複雑な問題を孕んでいる。オーストラリアの多くの州および準州では、代理母契約は強制できないと規定しており、このような契約を締結したり、仲介したりすることは犯罪を構成することになるとされているところもある。ただ、法律の規定で使われている表現にはそれぞれかなり違いが見られるようである。

通常の子どもの懐胎の場合で、何らかの紛争（多くは子どもの養育費の支払）で親子関係が争点となっているときには、親子関係の鑑定（parentage test・DNA鑑定）の実施を求める手続が設けられている²⁶⁾。仮に、DNA鑑定が拒否されたとしても、特に罰則が設けられているわけではないが、裁判所としては、拒否することに正当事由があるか否かを考慮して、親子関係についての判断を下すことになる²⁷⁾。DNA鑑定が拒否された事例では、これまで、拒否した者を親とする推定（もちろん、その者が父である蓋然性が高い場合であるが）がなされる場合が多く、この場合にはその者を親とする確定的判断が下されることとなる。

(2) 子どもの権利条約

親子関係が確定すると、その親子関係から生じる効果が問題となる。この問題の詳細に入る前に、オーストラリアが1990年に批准した国連の「子どもの権利条約（The United Nations Convention on the Rights of the Child）」の意義について、まず検討したい。オーストラリアでは、国際条約の批准により、その内容がそのまま国内で効力を有するとする、直接適用主義は採用されていない。そこで、「子どもの権利条約」の規定を反映させるためには、国内法を再検討し、法的、行政的およびその他の手段を講じる必要がある。また、「オーストラリア人権および機会均等委員会」は、この「子どもの権利条約」の内容が適切に実現されているかどうかについて、監視（モニター）する役割を担っている。

1975年家族法の子どもに関する規定の多くが、「子どもの権利条約」から大きな影響を受けていることは明白である。特に、1975年家族法の第7章は、1996

年に、この条約の影響で重大な改正が実施され、規定によっては、条約の内容がそのまま取り込まれているものもかなり存在する。さらに、条約が1975年家族法の解釈や適用にどの程度の影響力を有するかという、難しい問題がある。この問題に関しては、政府および裁判所の考え方は必ずしも一致しているとはいえないようである。

(3) 監護の内容

親子関係に関する規定は、多くの国々で必要に応じて改正されているが、オーストラリアでも、イギリスの改正を受けて、1996年に大幅に改正され、1975年家族法の親子に関する紛争を扱う第7章が変更された。この改正により、後見および面会交流に関する従来の考え方が大幅に変更された。1975年家族法第7章は、第60条のB第1項（s 60B (1)）から始まっており、本章の目的について次のように規定している。

「……本章の目的は、子どもが適切かつ十分に父母からの監護・教育を受けることを確保し、子どもが有する自己の能力を十分に発揮することを援助し、子どもの監護、福祉および発達に関し、父母がその義務を果たし、その責任に応えることを確保することにある。」

これらの目的の基礎をなす諸原則については1975年家族法第60条のB第2項（s 60B (2)）で、次のように明確に規定されている。

- ・ 子どもは、父母の現在の婚姻関係もしくは同居・別居、または、これまでの婚姻関係もしくは同居・別居にかかわらず、自分の父母について知る権利を有し、また、自分の父母による監護・教育を受ける権利を有する。
- ・ 子どもは、自分の父母ならびに監護、福祉および成長に重大なかわりを有するその他の者と定期的に会う（contact）権利を有する。
- ・ 父母はともに、子どもの監護、福祉および成長に関する義務と責任を有する。
- ・ 父母は、子どもの将来の監護・教育に関して合意を形成しなければならない。

26) 1975年家族法第69条のW（s 69W）

27) 1975年家族法第69条のY（s 69Y）

1975年家族法第61条のC(s 61C)では、未成年の子の父母は、それぞれ、自分の子どもに関して「親責任 (parental responsibility)」を有することを定めている。父母の有する責任については、第61条のB(s 61B)で規定されており、法律上、父母が子どもに関して有するすべての義務、責任および権限が含まれている。これは、父母が現在、同居しているか別居しているか、また、これまでに同居したことがあるか否かにかかわらず認められる、親としての第一義的な責任である。しかしながら、1975年家族法第61条のC(s 61C)で規定する責任を変更する必要がある場合には、子ども本人、父母、祖父母および子どもの監護、福祉および成長にかかわりのあるその他の者は、子どもの監護に関するオーダーを請求することが認められている(1975年家族法第65条のC(s 65C))。この請求が為されると、裁判所は、監護に関して、適切と考えられるあらゆるオーダーを決定することが認められている(1975年家族法第65条のD(s 65D))。これに関し、連邦最高裁判所は、監護に関するオーダーは必ずしも当事者の要求に拘束される必要はなく、また、当事者の承認するものである必要もないという立場をとっている。監護に関するオーダーには、居所指定、子との面会交流、子の扶養、その他のものが含まれる(連邦家族法第64条のB(s 64B))。しかしながら、連邦家族法第61条のD(s 61D)によって、これらのオーダーで、父母の責任を変更することについては制限が加えられている。たとえば、旧制度で規定されていた「監護オーダー (Custody Order)」では、子どもに関する日々の事柄について判断を下す責任が付与されていたが、「居所指定オーダー」には、そういった事柄までは含まれていない。したがって、子どもの日々の行動に関する判断については、1975年家族法第61条のC(s 61C)との整合性のため、それぞれ個別にオーダーを得ることが必要とされる。このような変更に伴い、子どもが常時生活を共にする者に対して、子どもの日々の行動に関する判断権限を付与し、状況に応じて、子どもの長期の監護、福祉および成長に関する責任(かつては後見 (guardianship) という表現が使用されていた)については、単独または共同での行使とするといったような慣例が定着してきた。

裁判所が、監護に関するオーダーを決定する際には、子どもの最善の利益が最優先に考慮されなければならないと規定されている(1975年家族法第65条のE(s 65E))。もちろん、考慮されるべきものはこれのみに限定されるわけではないが、仮に、他に考慮すべき事項(たとえば、父母の権利または利益など)があったとしても、子どもの最善の利益を促進するという判断に対しては、他の考慮事項は譲歩を余儀なくされることはいうまでもない。1975年家族法は、続けて、子どもの最善の利益の内容についての判断を裁判所が行う際の基準を、第68条のF第2項(s 68F(2))で列挙している。この内容は次のとおりである。

連邦家族法第68条のF第2項(抄訳)

裁判所は、次の事項について考慮しなければならない。

- ・ 子どもにより表明された要望および裁判所が子どもの要望につき重視する必要があると考えるその他の要件(たとえば、子どもの成熟度または理解度といった要件)。
- ・ 子どもと父母それぞれとの関係性およびその他の者との関係性。
- ・ 子どもが、次の(i)および(ii)に規定されている者と分離された場合に子どもに生じると思われる影響を含めて、子どもの置かれている環境を変化させた場合に生じると思われる影響。
 - (i) 子どもの父母のいずれか一方。
 - (ii) 子どもが生活を共にしている、兄弟姉妹その他の者。
- ・ 子どもが父母と会うことで生じる実質的な困難性 (difficulty) および犠牲 (expense) ならびにその困難性および犠牲のために、定期的に父母と会う子どもの権利を維持することにより生じる実質的な影響。
- ・ 子どもが必要とする知的および情緒的な要求を含めて、父母その他の者が、子どもの必要とするものを提供することができる能力。

- ・ 子どもの成熟度、性別および背景（アボリジナル（Aboriginal）またはトレース・アイスランダーズ（Torres Strait Islanders）の子どもの生活様式、文化および伝統との繋がりを維持する必要性を含む）ならびに裁判所が考慮することが適切であると考えられる子どものその他の特性。
- ・ 次の (i) および (ii) で規定することから現実に生じる、もしくは、生じる可能性のある、身体的または精神的危害からの子どもの保護の必要性。
- (i) 虐待 (abuse), 不当な扱い (ill-treatment), 暴力 (violence) その他の行動から受ける, または, それらの状況にさらされること。
- (ii) 第三者に向けられた, もしくは, 第三者に影響を及ぼす虐待, 不当な扱い, 暴力その他の行動に, 直接的もしくは間接的にさらされること。
- ・ 子どもの父母によって提示された子どもに対する態度および親としての責任。
- ・ 子どもまたは子どもの家族構成員を含めた, 家族暴力 (Family Violence)。
- ・ 子どもまたは子どもの家族構成員に適用された家族暴力オーダー。
- ・ 裁判所による扱いが, 子どもに関して, 将来的な紛争が生じる可能性がより少ないと思われるようなものとなっているかどうかという点。

ここに規定されている事項は、必要的考慮事項ではあるが、必ずしも網羅的なものではなく、列挙の最後の項目で、「その他、裁判所が適切と考える事実または状況。」という表現で包括的規定が置かれている。1995年連邦家族法改正法（The Family Law Reform Act 1995 (Cth)）の「B対B事件」で、連邦家裁控訴審

は、1975年家族法第60条のB (s 60B), 第65条のE (s 65E) および第68条のF第2項 (s 68F (2)) の規定の文言に拘束されることなく、最大限の考慮事項は、依然として子どもの最善の利益であるという判断を示した。したがって、裁判所としては、まず、連邦家族法第60条のF第2項 (s 60F (2)) に列挙されている事項について検討し、その上で、必要があれば、第60条のB第2項 (s 60B (2)) に規定されている内容について検討することになる。連邦家族法第60条のB第1項 (s 60B (1)) は、「最善の結果」ということが明示されているだけであるから、判断の際に必ずしも直接的に参考になるというわけではないと解されている。

(4) 離婚と子の監護

前述のとおり、子どもの養育に関するオーダーを下す際には、何らの法律上の推定 (presumptions) も働かないという考え方が、長期にわたってオーストラリア家族法で採用されてきた原則である。これは、連邦家族法第65条のD (s 65D) および第65条のE (s 65E) の規定上、裁判官に非常に広範な裁量権が付与されているということを意味する。裁判官の役割として、自分が判断を下す際に、関連するあらゆる証拠を比較衡量することが求められているわけである。したがって、母性優先主義といったことで、自動的に判断の際に有利になるという考え方は採用されていない。しかしながら、オーストラリアでは、一般に母親に好意的な傾向が存在するといわれている。統計的にみても、別居後の子どもの第一義的な監護者となるのは、父親よりはるかに母親の方が多いということがはっきりと示されている。ただ、このような結果となるのは、連邦家族法第68条のF第2項 (s 68F (2)) に列挙されている項目に、父母と子どもの関係の性質および子どもを父母から引き離すことにより生じる影響という二つの要件について裁判官が必ず考慮しなければならないということが、その理由であるのは明白である。オーストラリアでは、伝統的な男女の就労形態が変化しているにもかかわらず、いまだに、母親は父親と比べて、その就労機会を犠牲にして子どもの第一義的な監護提供者となる場合が多いということである。心理学の論文では、多くの場合、子どもには第一義的に愛情を注ぐ人物の存在が必要とされ、その者から引き離さ

れると、子どもは大きな喪失感を持つことになる」と指摘されている。家庭裁判所はこの考え方に注意を払っているのである。安定性と継続性が子どもの福祉の向上にとって有益であるという考え方が一般に受け入れられているのである。したがって、第一義的な監護者であるということ、法律上の推定が働くわけではないが、これに対抗する他の有力な要因がない限り、子どもの監護・教育に関する判断に際し重大な影響力を持つということである。

世界の他の国や地域と同様に、オーストラリアでも、父母の別居後の、子どもとの居住の継続性が、子どもの監護・教育に関する判断に有利に働くという法律上の明文規定の制定を求める声の一部の人々（主として父親の権利擁護団体）から提示されている。オーストラリアの政治家に対して、家族法制度に関する不満が殺到し、政府はその不満を和らげようとして、この制度導入の可能性を検討する調査が実施された。公表された調査報告書によると、すぐに、そのような制度を導入することは、今のところ困難であるという点を指摘した上で、子どもをめぐる紛争に関しては、まず、父母による共同監護の責任を前提とするという視点が勧告された。しかしながら、1975年家族法には、すでに、これに関する規定があり、裁判所によるオーダーによって否定されない限り、父母が子どもに関する責任を共有するとされており、また、この報告書による勧告では、子どもの監護に関する機会均等を強調する（この点が、実は重大な関心事であるが）ことについては明確化されていなかったため、政府の対応は、批判者から寄せられた要望を沈静化することには繋がらなかった。この報告書で示された内容の中で、より重要だと思われるのは、家族法制度全体を精査し必要とされる抜本的な改善の実施と、従来の連邦家庭裁判所に代わる新たな裁判所の創設が勧告されているということである。新たな裁判所の創設は、予算の関係で、政府から拒否されたが、勧告を受けて全国に65の「ファミリー・リレーション・センター（Family Relation Centres）」が新設され、家族問題に関する必要なサービスを提供し、家族に関する紛争解決について、対審構造をとる裁判手続での解決に代わる、代替的紛争解決方法の確立を目指すこととなった。この試みは、連邦司法長官の説明によれば、オーストラリア家族法制度史上、最も大きな投資であるということである。

(5) 家庭内暴力の存在

家庭内暴力の拡大と深刻化が社会的に認識されるにつれて、家庭裁判所の手続においても、家庭内暴力の存在、特に子どもがその直接的被害者にならないよう配慮することが、子どもの監護・教育をめぐる問題解決に大きな影響を持つことが認識されるようになってきている。1975年家族法第68条のF第2項（s 68F(2)）に規定されている、子どもの最善の利益に関する確認事項一覧の中の一つに、仮に第三者に向けられた暴力であっても、子どもがそれにより間接的な暴力の被害者とならないよう配慮することが裁判官に求められるという規定が新たに設けられた²⁸⁾。このような規定が1975年家族法に盛り込まれたのは、立法者および家庭裁判所の裁判官による、家庭内暴力（1975年家族法では、家族暴力（Family Violence）という文言が使われている）の重大性の認識が一般に広まったことの反映であるといえる。ただ、これに対しては、批判的な人々も存在しており、子どもを父親と会わせたくないとする女性にとっては、この家庭内暴力というのは、非常に有利に活用できる装置となっているとの指摘がある。また、1996年の改正により導入された共同監護の制度と家庭内暴力からの被害者保護という制度は、家庭内暴力の被害者の犠牲の上に成り立つ共同監護という否めない現実の存在を指摘する報告書も公表されている。

(6) 子どもの居所移動（リロケーションの問題）

オーストラリアの国土の広大さと、オーストラリア人の移動性の高さということから、子どもが従来の居住場所から他へ移転することに対して、どのような対応をとるかということが、裁判所の重大な問題として提起され、最近、二つの事件で、連邦最高裁判所による判断が示された。

子どもに対して、第一義的な監護を提供している父母の一方が、居住する場所を他に移したいと希望する場合、他方にとって、子どもと会うことに重大な影響が生じるので、多くの場合、この要望は相手方から拒否されることが多い。理論的には、このような事例に適用される規定も、子どもの監護・教育をめぐる判断

28) 1975年家族法第68条のF第2項g号・(s 68F(2)(g))

に際して適用されるものと原則としては同様であるとされている。しかしながら、実際には、一般のルールとは異なる基準が採用されてきたようで、子どもを、それまで居住していた場所から移転させることを希望する側に、「正当または反論の余地のない理由」を示すことが、裁判所から要求されていたようである。しかしながら、連邦最高裁判所は、「AMS 対 AIF 事件」で、従来の判断基準の採用に対して否定的な見解を提示した。この判決は、「A 対 A 事件」に関する連邦家裁控訴審で、その判断基準が示された。すなわち、子どもが従来から居住する場所からの移転を希望することについて当事者に争いのある場合には、裁判所は、父母それぞれの要求を検討し、どちらの主張が子どもの最善の利益を向上させることになるかによって決定するという考え方が示されたわけである。したがって、連邦最高裁判所の新たな判断基準としては、子どもが従来から居住する場所から移転することにより、子どもの最善の利益の向上に繋がるか、または、それを損なうかという観点からこの問題を検討し、判決を下すことになる。

連邦最高裁判所は、その後、「U 対 U 事件」で、父母が子どもの従来からの居住場所を他に移すことについては、何らの制約もなく、一般原則に従って処理されるということを再確認した。子どもの最善の利益が、当然、父母の利益より優先され、父母による主張の有無に拘束されることなく、裁判所は、子どもの監護・教育に関して調整をする権限を有するということが判示された。したがって、本件では、母親は、子どもとともにオーストラリアに留まることを希望したわけではないけれども（ただ、反対尋問の中で、これを受け入れる可能性は否定していなかった）、裁判所は、これを「代替的請求 (alternative proposal)」として採用した。同様に、連邦最高裁判所は、この事件とは別の事例でも、父親は、母親と子どもを伴って、オーストラリアを出国すること、という判断を示したが、父親側は、一度もこのような主張をしていたわけではなかった。これらの事例は、家族構成員の間での利益の対立が存在する場合における、非常に興味ある問題を提起することとなった。オーストラリアが批准している多くの人権条約の中で、成人の権利として認められているものであっても、たとえば、成人の居住移転の自由といったようなもの等について、それを犠牲にしても、子どもが父母と会う権利の方

を優先させるという考え方が、今日の連邦最高裁判所の考え方であると明確に示されたわけである。さらに、父母の間の利益衡量よりもむしろ、どちらの要望が子どもの最善の利益の向上に繋がるかという観点を、より優先させるということがはっきりと示されたのである。

子どもの監護に関するオーダーが適切であると考えられる場合に、次のステップとして、子どもを国外に連れ出すことを裁判所が承認することとなる。オーストラリアは、また、「子どもの奪取の民事面に関する条約 (The Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, 以下「子の奪取条約」という。) の締約国であり、1986年連邦家族法 (子どもの奪取) 規則 (The Family Law (Child Abduction) Regulations 1986 (Cth)) を制定している。連邦司法長官庁 (The Commonwealth Attorney-General Department) が、奪取された子どもたちを本国に送還する責任を担う、オーストラリアにおけるこの条約の履行を担当する中央当局である。また、各州にはそれぞれ担当部局 (通常は、州の児童福祉局 (State Child Welfare Department)) が置かれている。これに関連した子どもの監護に関する事件の管轄は、その子どもが連れ去られた国にあるという考え方が、子の奪取条約の基本であり、奪取された子どもの送還に関しては、オーストラリア国内法の規定を適用して、子どもの最善の利益の観点から判断を下すことが認められないことになっている。この場合、1986年連邦家族法 (子どもの奪取) 規則第16条第3項 (s 16 (3)) を適用して、制限的に列挙されている条項に該当しない限り、子どもを本国に送還することとなる。規定の内容は次のとおりである。

- ・子どもが成熟している場合で、その子どもが明確に本国への送還拒否を表明している場合。
- ・子どもが本国に送還されると、その子どもの身体、精神に重大な危害が生じる恐れがある場合、または、送還されると、子どもが過酷な状況に置かれる恐れがある場合。
- ・子どもを本国に送還することが、オーストラリアにおける基本的人権および自由の保護といった大原則に反するような場合。

IV おわりに

世界の他の国々同様、オーストラリアでも、家族法に対する批判が多く寄せられ、これまで継続的に法改正が実施されてきた。とりわけ、従来の対審構造をとる判決による紛争解決方法から家族を解放する必要性が強く認識されるようになってきた。家庭裁判所もその構造と手続に修正が加えられ、家族間の紛争を解決するというよりもむしろ、当事者自身が自分たちの抱える問題を解決するための「手助け」をするという役割を演じることが求められるようになってきた。このような努力にもかかわらず、裁判所の仕組みとしては必ずしも家事紛争の解決に最適とはいえないと批判され、とくに、紛争解決に要する時間と経費が大きな問題であるとされてきた²⁹⁾。

結果として、紛争を抱える家族が、公判手続によらないで、問題を解決することを助長する多くのイニシアチブが近年採用されてきた。これらは、1975年家族法における「プライマリー」紛争解決手段として知られているが、たとえば、メディエーションをはじめとする代替的紛争解決手段等が当事者の利用に供されてきた。しかしながら、紛争を抱える父母による、このような手続の利用度は余り芳しくないようである。2004年に、新しい家族法規則 (Family Law Rules) が導入され、家事紛争のうちで、子どもの監護をめぐる争いについては、「審理前手続」が必須とされることとなった³⁰⁾。このことにより、紛争当事者は、家庭裁判所に訴えを提起する前に、メディエーションやカウンセリングなどにより自分たちの紛争を合意により解決する試みが義務付けられることとなった。当事者がこれに応じない場合には、一定額の金銭支払い命令が下されることとなる³¹⁾。

近年、多くの国々で共同監護についての見直しが行なわれる中で、従来の家族問題について調査・研究し、これに対応する目的で、連邦政府は、「ファミリー・

リレーション・センター」を創設した。このセンターは、家族に対して、あらゆる面で広汎な支援を提供することを目的とするものであるが、とりわけ別居している夫婦を、裁判外で和合させることをその主要な任務とするものである。当事者が別居した状況を固定化してしまう前に、話し合いの席に着かせ、子どもの監護をめぐる争いについて合意を形成することを目的として、様々なサービスを原則として無料で提供するということが、このセンターの重要な役割である³²⁾。

他には、連邦家族法による、「子どもをめぐる紛争対応専門プログラム (The Children's Cases Program)」の導入が挙げられる。このプログラムは、試験的に導入されたもので、現在、その効果についての評価がなされているところであるが、かなり肯定的な意見が多くを占めているようである。このプログラムでは、父母の自発的な要望に基づいて、まず、家族や子どもの問題の専門家と法律の専門家が協力をして、事例の検討・評価を行い、報告書が作成され、当事者を合意形成へと促すという手続がとられる。家族の紛争に子どもが含まれている場合に、子どもの最善の利益となるような結論を導くため、証拠法の原則を緩和し、裁判所による裁量の幅を広げることで、代替的に紛争解決を図ることがその目的である³³⁾。西オーストラリア州でも、同様の試みが州裁判所において実施されている³⁴⁾。

また、社会福祉の領域でも、重要な法改正が提案されている。最近、連邦政府により、一連の、「就労を目的とする福祉の向上 (welfare to work)」に関連する改正法は、家族法とのかかわりで、単親家族、とくに、子どもの養育費の問題に大きなインパクトを与えると思われる。

オーストラリア家族法では、財産の問題も含めて、これまで当事者間の合意形成の促進に努めてきた。近年、この考え方は、婚姻前の合意にまで拡張されてき

29) Australian Law Reform Commission, Report No 84, Seen and Heard: Priority for Children in the Legal Process, 1997, ch 16.

30) Family Law Rules r 1.05.

31) Family Law Rules r 1.10 (d).

32) 詳しくは、Families Relationship Centres - Information Paper at <http://www.ag.gov.au/family> を参照のこと。

33) Family Court of Australia, Practice Direction for the Melbourne Implementation of the Children's Cases Program Incorporating the Child Responsive Pilot, No 2 of 2005.

34) これは一般に、“Case Assessment Conferences”と呼ばれている。

た。当事者は、所定の手続的要件を満足させる必要はあるが、原則として、「当事者の最終的合意」には拘束力があり³⁵⁾、それは裁判所の関与を排除するものとされている。裁判所が、この当事者の合意に介入できる場合は限定されており、子どもにかかわる状況に変更があった場合で、当事者の合意に従うと、子どもまたは子どもを養育する当事者の一方が過酷な状況に置かれるといったようなとき等に限定されている³⁶⁾。余りに早い時期に合意が形成されると、それが将来的に拘束力を有するかどうかが不安定であり、この時期が早いほど、そのリスクが高いと想定される。

オーストラリアでは、2006年改正家族法で、父母別居後の均等な親責任、特に養育時間配分の均等化を原則とする理念の具体化が目指された。これは、離婚後も父母双方が子どもの生活に関与する必要性を踏まえた内容となっていた。この改正に対しては、当初から、家庭内暴力や児童虐待が存在する場合の危険性や子どもの養育環境への悪影響が指摘されていた。改正後の報告書では、このような懸念が現実のものであるとの報告がなされている³⁷⁾。また、共同親責任の実態として、非同居親による面会交流の回数も思ったほど多くなく、また時間もそれほど長くないことが指摘されている。最近のオーストラリアの研究成果によると、父母の間に強い対立関係が存在する場合に共同養育の取り決めをすると、子

35) 1975年家族法第8章のAで規定されている。

36) 1975年家族法第90条のK第1項第d号(s. 90k(1)(d))。介入できる場合については1975年家族法第90条のKで規定されている。

37) 最近のオーストラリアの研究によると、母親が安全面の不安を報告している場合、養育の取り決めの如何にかかわらず子どもの幸せのレベルは低い、その程度は伝統的な面会交流の取り決めよりも、共同養育の取り決めのもとにあるほうが低いことが分かっている。この研究は、最近別居して児童支援局(Child Support Agency)に登録した親1万人のサンプルを調べているが、共同養育の取り決めをしている少数派の親たちのかなりの数(16-20%)が、自分自身と子どもの安全面の不安を表明している。研究に参加した親たちの独自の定義ではあるが、「安全面の不安」を報告した親の大部分は、子どものもう一方の親による身体的・精神的虐待も訴えている(ただし、これについての独立した実証報告はない)。子どもの福祉の程度の低さと母親の安全面の不安との同様の関係は、最近の別のオーストラリアの研究でも示されている。

どもに対して好ましくない影響が強いということが明らかになっている³⁸⁾。

オーストラリアでは、このような研究成果を受けて、2011年に法改正がなされ、2012年6月から改正法が施行されている。改正法の概要は、次のように整理できる。

- ・ファミリー・バイオレンスや児童虐待の定義を拡大したこと
- ・裁判所は、子どもの最善の利益の判断に際して、子どもの安全に重点を置くこと
- ・子どもの養育に関しての合意をアドバイスする際に、父母の利益より子どもの安全を優先させること
- ・父母に対して、ファミリー・バイオレンスや児童虐待に関する告知義務を課したこと
- ・裁判所は、子どもの養育にオーダーを下す際に、過去におけるファミリー・バイオレンスや児童虐待の経緯、将来のリスクについて検討すること

内容的には、離婚後の子どもの問題を検討する際のも最優先考慮事項として、暴力からの保護が明記されることとなった。この改正法が施行されてから、まだまだ時間がたっていないが、共同養育、特に均等な時間配分に対して批判的な多くの研究成果を踏まえて行われたもので、世界的にも注目が集まっている。引き続き、オーストラリアの動向に注目したい。

38) McIntosh, J., Smith, B., Kelahe, M., Wells, Y., & Long, C (2010) Post-separation Parenting arrangements and developmental outcomes for infants and children. Attorney-General's Department: Canberra.